

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する  
政令案に関する意見募集の結果について

令和5年12月27日

厚生労働省

老健局認知症施策・地域介護推進課

老健局介護保険計画課

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令案について、令和5年11月10日（金）から同年12月9日（土）まで御意見を募集したところ、計1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	75歳以上被保険者数が減少している期間においても、介護予防に資する事業の効果により、要支援者の状態が維持され、認定の更新結果においても要介護状態にならない被保険者（要支援者）が増えている保険者においては、総合事業における生活支援サービスの費用額は減少に至りません。このような保険者において75歳以上被保険者数が増加に転じ、個別協議の要件④「75歳以上被保険者変動率がマイナスであり、即自的に事業の上限に合わせる事が	効果的な総合事業の実施により介護予防・重度化防止に取り組んでいることを背景として、やむを得ず総合事業の事業費が上限額を超過していると認められる場合については、パブリックコメントを実施した「介護保険法施行令第三十七条の十三第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由」において、厚生労働省老健局長が定める事由に該当するものとして令和6年度より個別協議の対象とすることを予定しています。

困難である場合」に該当しなくなった場合でも即時対応が難しいため救済が可能な事由の制定を求めます。	
--	--